

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 9 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会  
事 業 部

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いに関する  
説明会の開催について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、国土交通省より「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いに関する説明会」を開催する旨の連絡がございました。

なお、当説明会は参加可能人数に限りがあるとのことですので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、参加希望の方につきましては早めの参加登録をしていただくよう貴会会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 開催日時：令和 8 年 3 月 18 日（水）11 時 00 分～12 時 00 分
2. 開催方法：Microsoft Teams によるオンライン開催  
※参加用 URL は説明会の前日を目途に送付される予定
3. 参加方法：下記登録フォームより必要事項を登録  
※フォームへ多く寄せられた質問から数問程度、当日回答される予定  
（申込締切：3 月 16 日（月）18 時迄）  
<https://forms.office.com/r/LzkephPpAC>
4. 説明資料：参加希望者へ説明会の前日を目途に送付される予定
5. 議事次第：
  - ① 開会の挨拶（不動産・建設経済局建設業課）
  - ② 貨物自動車運送事業法の改正内容について説明  
（物流・自動車局 貨物流通事業課）
  - ③ 事前質問について回答
6. 問合せ先：国土交通省不動産・建設経済局建設業課 政策係  
電 話：03-5253-8111（内線 24758）  
MAIL：[hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp)

以 上

【担当】事業部 平石 TEL：03-3551-9396 FAX：03-3555-3218 E-mail：jigyo@zenken-net.or.jp
---

令和8年3月6日

一般社団法人 全国建設業協会 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いに関する説明会の開催

日頃より、建設業行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度「自家用ダンプカーの貨物自動車運送事業法における取扱いに関する説明会」を開催いたしますので、貴団体傘下建設企業等に当該開催案内を展開いただき、参加への呼びかけのほどよろしくお願い申し上げます。

#### 記

1. 開催日時：令和8年3月18日（水） 11時00分 ～ 12時00分
2. 開催方法：Microsoft Teamsにより、オンラインにて開催いたします。  
※説明会の前日を目途に、説明会参加用URLを参加希望者の皆様にお送りさせていただく予定です。
3. 参加方法：下記の登録フォームより、必要事項のご登録をお願いいたします。  
※フォームにて事前にいただいた質問からおおくお寄せいただいた質問を数問程度、当日の説明会でお答えをいたします。  
(申込締切：3月16日（月）18時迄)  
<https://forms.office.com/r/LzkephPpAC>
4. 説明資料：説明会の前日を目途に、参加希望者の皆様に送付予定です。
5. 議事次第：①開会の挨拶（不動産・建設経済局建設業課）  
②貨物自動車運送事業法の改正内容について説明（物流・自動車局 貨物流通事業課）  
③事前質問について回答
6. 問い合わせ先：国土交通省不動産・建設経済局建設業課 政策係  
電話 03-5253-8111（内線24758）  
MAIL hqt-kensetsugyouka@mlit.go.jp